

Contents

- 令和3年度決算のあらまし 2
- 令和4年9月に定時決定を行います！ 8
- 産前産後休業取得者に係る報酬月額保険者算定 9
- 育児休業中の掛金（保険料）の免除要件の
一部が見直されます 9
- 人生100年時代 お口のケアからはじめませんか？ 10
- 特定健康診査を受診しましょう 12
- ジェネリック医薬品を利用しましょう 13
- 病気やケガで高額な医療費を支払った場合 14
- 年金に関する心配事について 15
- 貯金事業のお知らせ 18
- 壱岐ウルトラマラソン2022 20



令和3年度決算のあらまし

去る6月27日第180回共済組合組合会が開催され、令和3年度の決算が承認されましたのでその概要についてお知らせいたします。

組合の概要

- 所属所数 13市8町11組合 計32所属所
- 組合員数 14,965人（うち任意継続組合員154人）
- 被扶養者数 15,806人（組合員1人当たり1.056人）
- 平均標準報酬月額（掛金・負担金の基礎となった額）
 - 短期経理 375,916円
 - 長期経理 368,394円

1. 短期経理

～組合員1人当たり医療給付費254,499円～

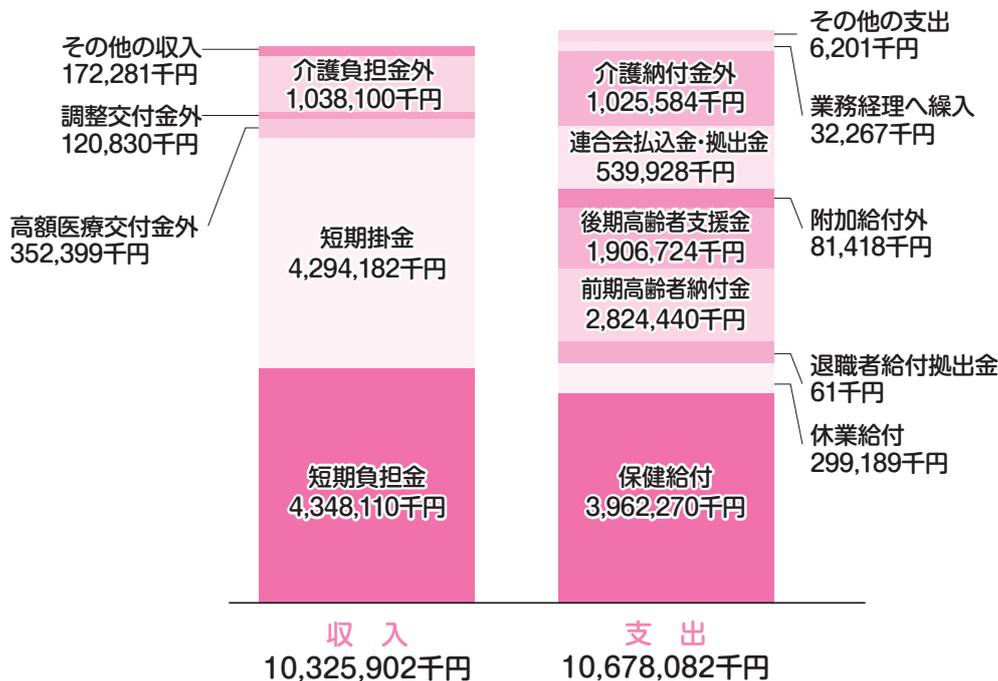
この経理は、主として、組合員と家族の病気や負傷及び出産などに要した費用に係る給付を行う経理です。

収支の状況

短期掛金・短期負担金等による収入総額10,325,902千円に対し、支出総額は医療費等の保健給付費3,962,270千円、前期高齢者納付金2,824,440千円及び後期高齢者支援金1,906,724千円等10,678,082千円となり、その結果、当期短期損失金として409,551千円を生じましたが、前年度から繰り越した短期積立金199,100千円及び欠損金補てん積立金210,451千円を取り崩して補てんしました。なお翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は、196,571千円となりました。

また、当期介護利益金として12,549千円を生じたため、前年度から繰り越した介護積立金6,059千円と合わせ、翌年度へ繰り越す介護積立金は18,608千円となりました。

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金は215,179千円となりました。



◆医療給付の状況

(単位：件・千円)

区 分		件 数			金 額		
		令和2年度	令和3年度	比較増△減	令和2年度	令和3年度	比較増△減
本 人	入 院	1,392	1,303	△ 89	386,141	401,589	15,448
	外 来	85,696	91,873	6,177	687,414	743,189	55,775
	歯 科	24,460	26,919	2,459	212,488	228,668	16,180
	その他の給付	0	0	0	344,406	366,181	21,775
	計	111,548	120,095	8,547	1,630,449	1,739,627	109,178
家 族	入 院	1,586	1,595	9	565,679	522,915	△ 42,764
	外 来	91,946	97,785	5,839	613,233	702,478	89,245
	歯 科	24,927	26,185	1,258	194,886	203,404	8,518
	その他の給付	1	3	2	324,155	337,749	13,594
	計	118,460	125,568	7,108	1,697,953	1,766,546	68,593
高額療養の給付・ 高額療養費		(2,814)	(2,769)	(△ 45)	328,028	310,798	△ 17,230
合 計		(2,814) 230,008	(2,769) 245,663	(△ 45) 15,655	3,656,430	3,816,971	160,541

(注) その他の給付は、入院時食事療養の給付、薬剤支給、訪問看護療養の給付、移送費の給付で、件数は移送費のみを示す。
括弧内の件数は、医療給付の内、高額療養の給付・高額医療費の件数を示す。

2. 厚生年金保険経理

この経理は、厚生年金保険の給付及び基礎年金拠出金等を取り扱うため、各所属所から払い込まれる負担金・組合員保険料を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収入 …… 負担金・組合員保険料	20,102,583 千円
	支出 …… 負担金払込金・組合員保険料払込金	20,102,583 千円

3. 退職等年金経理

この経理は、退職等年金の給付を行うため、各所属所から払い込まれる負担金・掛金を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収入 …… 負担金・掛金	1,287,768 千円
	支出 …… 負担金払込金・掛金払込金	1,287,768 千円

4. 経過的長期経理

この経理は、平成 27 年 9 月以前決定の公務障害・遺族年金の給付を行うため、各所属所から払い込まれる負担金を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収入 …… 負担金	89,766 千円
	支出 …… 負担金払込金	89,766 千円

5. 退職等年金預託金管理経理

この経理は、連合会の退職等年金経理の余裕金から預託を受け、組合員貸付の資金等を賄う経理です。

収支の状況	収入 …… 利息及び配当金	60 千円
	支出 …… 支払利息	60 千円

6. 業務経理

この経理は、短期給付及び長期給付等の共済組合の法定事業を推進していくために必要な人件費、事務費、その他の費用を賄う経理で、その資金は地方公共団体からの事務費負担金、短期経理からの繰入金及び連合会からの交付金により賄っております。

◆事務費負担金等の組合員1人当たりの額及び収入額 (短期、厚生年金保険及び経過的長期分)

(単位：円)

区 分	1人当たりの額	収 入 額
地方公共団体負担金	11,410	169,288,260
短期経理より繰入	2,145	32,267,235
連 合 会 交 付 金	3,997	59,378,839
合 計	17,552	260,934,334

◆退職等年金給付に係る事務費の組合員1人当たりの額及び収入額

(単位：円)

区 分	1人当たりの額	収 入 額
連 合 会 交 付 金	565	8,398,194

◆収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
負 担 金	169,288	職 員 給 与	121,649
連 合 会 交 付 金	67,777	旅 費	301
利 息 及 び 配 当 金	3,678	事 務 費	16,060
短 期 経 理 よ り 繰 入	32,267	委 託 費	2,984
そ の 他 の 収 入	29	賃 借 料	6,654
		普 及 費	5,067
		負 担 金	20,108
		連 合 会 分 担 金	5,379
		事 務 費 負 担 金 払 込 金	75,223
		そ の 他 の 費 用	17,496
		当 期 利 益 金	2,118
合 計	273,039	合 計	273,039

上記の当期利益金 2,118 千円は、前年度から繰り越した積立金 693,150 千円とあわせ、翌年度へ繰り越す積立金は 695,268 千円となりました。

7. 保健経理

～健康管理は疾病予防から、すすんで検診を受けましょう～

この経理は、組合員及びその家族の健康の保持増進、疾病予防、健康管理の意識向上及び短期給付の医療費増高対策事業等を行う経理です。

◆収支の状況

(単位：千円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
負担金	134,109	職員給与	28,166
掛金	130,571	厚生費	159,740
保険手数料	12,625	特定健康診査等費	19,559
その他の収入	6,113	旅費	306
		事務費	1,485
		委託費	509
		賃借料	3,357
		負担金	7,755
		その他の費用	11,473
		当期利益金	51,068
合計	283,418	合計	283,418

当期利益金として 51,068 千円を生じたため、前年度から繰り越した積立金 1,165,802 千円へ積み立てました。また、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金 21,819 千円のうち、189 千円を取り崩し、積立金へ積み立てました。この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、1,238,690 千円となりました。

◆保健事業の概要

(単位：千円)

事業の種類	事業計画額	決算額	概要
2日ドック助成	81,700	76,540	2,015人(組合員1,887人・被扶養者128人)
1日ドック助成	72,800	72,657	2,585人(組合員2,192人・被扶養者393人)
お口のチェック	3,245	625	100人(組合員67人・被扶養者33人)
インフルエンザ予防接種助成	6,570	5,917	3,951人(組合員2,543人・被扶養者1,408人)
重症化予防事業	186	182	
生活習慣改善事業	602	457	健康づくり講座
健康管理者研修会	38	38	
特定健康診査	9,165	8,813	
特定保健指導	12,552	10,746	
医療費増高対策費	3,311	3,290	所属所巡回説明会、レセプト審査点検、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知
その他の費用	36	35	職員厚生費
合計	190,205	179,300	

8. 貯金経理

～貯金加入率 32.39%・1人当たり貯金額 4,090 千円～

この経理は、組合員の皆様の資産の保全、生活の安定に寄与するため、給与天引きによりお預かりした大切なお金を安全かつ有利に運用し、運用益を還元する貯金事業を行う経理です。

◆収支の状況

(単位：千円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
利息及び配当金	251,394	職員給与	12,760
有価証券売却益	17,815	事務費	883
		負担金	2,135
		支払利息	156,881
		その他の費用	880
		当期利益金	95,670
合計	269,209	合計	269,209

上記の当期利益金 95,670 千円のうち、22,192 千円は前年度から繰り越した欠損金補てん積立金 958,967 千円へ積み立て、残る 73,478 千円を前年度から繰り越した積立金 567,657 千円へ積み立てました。

この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、1,622,294 千円となりました。

9. 貸付経理

～資金調達が必要となる場合は、共済貸付をご検討ください～

この経理は、組合員の住宅資金を中心に、教育、災害、その他臨時に資金を必要とする場合に貸し付ける貸付事業を行う経理です。

◆収支の状況

(単位：千円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
組合員貸付金利息	19,628	職員給与	3,495
連合会交付金	156	事務費	332
その他の収入	2	負担金	570
		支払利息	59
		その他の費用	500
		当期利益金	14,830
合計	19,786	合計	19,786

上記の当期利益金 14,830 千円は、前年度から繰り越した積立金 1,291,486 千円へ積み立てました。

また、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金 338,992 千円のうち 46,554 千円を取り崩し、積立金へ積み立てました。

この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、1,645,308 千円となりました。

◆貸付の状況

(単位：千円)

貸付種別	利率(年)	最高限度額	償還期間	件数	金額	割合
普通貸付	1.26	2,000	120	369	293,592	20.08
住宅貸付	1.26	18,000	360	397	986,260	67.45
在宅介護住宅貸付	1.00	3,000	330	20	17,744	1.21
災害貸付	家財	2,000	300	0	0	0.00
	住宅	18,000	360	1	218	0.01
	再貸付	19,000	360	0	0	0.00
特別貸付	医療	1,000	90	0	0	0.00
	入学	2,000	120	64	42,270	2.89
	修学	1月 150	150	92	117,625	8.05
	結婚	2,000	120	11	4,481	0.31
葬祭	2,000	120	0	0	0.00	
高額医療貸付	無利息	高額療養費相当額	高額療養費支給日	0	0	0.00
出産貸付	無利息	出産費・家族出産費相当額	出産費・家族出産費支給日	0	0	0.00
合計	—	—	—	954	1,462,190	100.00

監査報告書

- 1 監査年月日 令和4年6月2日
- 2 監査の対象となった期間 自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日
- 3 監査事項 令和3年度決算並びに組合業務全般

4 監査の結果の概況及び意見

各監事は、本組合定款第43条に基づき、一般に実施すべき監査方針手続きに従い、職員から職務の執行状況について報告・説明を受けました。また、職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ、組合業務の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用の状況について説明を求めました。以上の方法により当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又これに関する証憑書類等の調査を行い、当該事業年度に係る決算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

監査の結果、

- (1) 職務の執行に関する業務報告は、法令、定款の定めるところに従い、適正であると認めます。
- (2) 決算書類（貸借対照表及び損益計算書）は、組合の財産及び収支の状況の全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

5 出納職員に対して直接注意した事項

なし

6 その他必要な事項

なし

上記のとおり組合定款第46条の規定により報告いたします。

監事 古川 隆三郎
監事 三谷 浩
監事 松本 考功

その他に次の議案が議決されました。

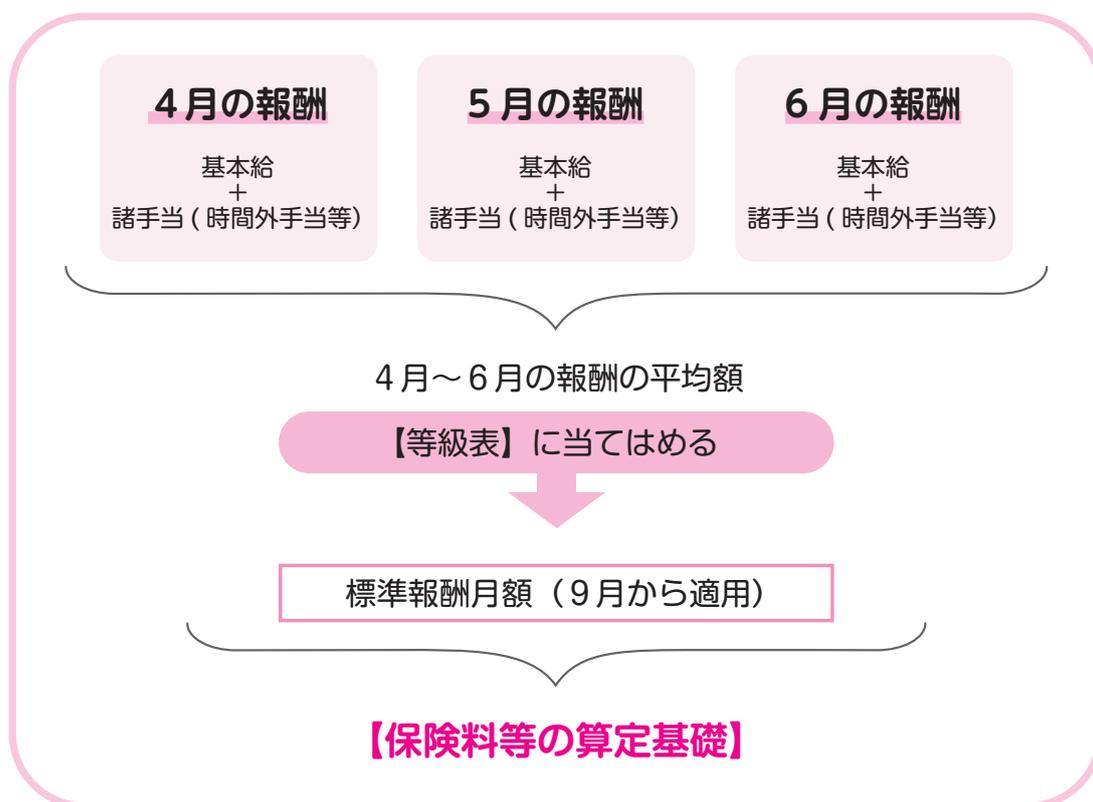
- 1 長崎県市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 2 長崎県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程の一部改正について
- 3 長崎県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程細則の一部改正について
- 4 長崎県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部改正について
- 5 長崎県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則の一部改正について

令和4年9月に定時決定を行います！

組合員が実際に受ける報酬と、標準報酬月額とが大きくかけ離れないよう、毎年1回、組合員の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といいます。

○ 定時決定のしくみ

4月から6月までに受けた報酬の総額を3で割った額を標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。ただし、支払基礎日数が17日未満の月がある場合は、その月を除いて計算します。



なお、定時決定の基礎となる4月から6月までの報酬が他の月に比べて多く、その状態が毎年発生するものであると見込まれる場合で、4月から6月までの3か月平均額により算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの1年間の平均額により算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差がある場合は、「所属所からの申立書」と「組合員の同意書」を提出することにより、1年間の平均額で標準報酬月額を決定すること（保険者算定）ができます。

※ 4月から6月に固定的給与の変動があり7月から9月に随時改定の対象となった場合は、当該随時改定が優先され、定時決定の対象とならないため、保険者算定も対象となりません。

○ 定時決定の対象者

7月1日現在組合員である方が、定時決定の対象者となります。ただし、6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方や、7月から9月までのいずれかの月から随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われる方（その予定のある方を含む。）は、定時決定の対象外です。

産前産後休業取得者に係る報酬月額保険者算定 (令和4年度の定時決定からの取扱い)

4月から6月までの間に産前産後休業を取得する組合員が組合に申出をした場合において、当該4月から6月までの3月間の報酬の月平均により算出した標準報酬の等級が、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の報酬の月額平均額(年平均額)により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回るときは、年平均額を報酬月額として9月からの標準報酬を決定できるようになりました。

育児休業中の掛金(保険料)の免除要件の一部が見直されます (令和4年10月1日から)

育児休業中の掛金(保険料)免除とは

産前産後休業及び育児休業の期間中の組合員は、本人の申し出により掛金(保険料)が免除(子の3歳の誕生日の前日まで)され、併せて、地方公共団体の負担金も免除されます。

掛金(保険料)免除要件見直しのポイント

- 1 短期の育児休業の取得に対応して、**同月内に2週間(14日)以上の育児休業**を取得した場合には当該月の掛金(保険料)の免除の対象となります。

なお、月をまたぐ場合は、これまでどおり2週間未満でも免除されます。

現在

A月	
10日：育児休業取得	23日：育児休業終了
標準報酬月額掛金(保険料)：免除されない	

育児休業14日間



令和4年10月1日から

標準報酬月額掛金(保険料)：免除される

- 2 賞与に係る掛金(保険料)については、これまで、期間によらず月末時点で育児休業を取得している場合には掛金(保険料)の免除となっていました。が、**1月を超える育児休業**を取得している場合に免除されることとされました。

現在

6月	7月
30日：育児休業取得	2日：育児休業終了
標準報酬月額掛金(保険料)：免除される	標準報酬月額掛金(保険料)：免除されない
標準報酬月額掛金(保険料)：免除される	

育児休業3日間



令和4年10月1日から

標準報酬月額掛金(保険料)：免除される	標準報酬月額掛金(保険料)：免除されない
標準報酬月額掛金(保険料)：免除されない	

人生100年時代 お口のケアからはじめませんか？

長崎県歯科医師会 学校課 専任教員 中尾亜希子

みなさんは「歯と口の健康週間」をご存じですか？

今年は過ぎてしまいましたが、毎年6月4日～10日の1週間、厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会、日本学校歯科医会が、歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的として実施しています。

昭和3年から13年までは6月4日を「むし」にちなんで「虫歯予防デー」と呼ばれていましたが、「口腔衛生週間」、「歯の衛生週間」等に変化し、平成25年から現在の「歯と口の健康週間」と呼ばれるようになりました。啓発ポスターには毎年標語が掲げられますが、今年は「いただきます 人生100年 歯と共に」でした。近年、口の健康と全身の健康はいかに密接に関係しているかが注目されてきました。健康な体で、おいしいものを口からいただけることは幸せなことです。健康寿命の延伸は口から作るものだと考え、今回は日々の生活に欠かせないお口の清掃に関する情報をお届けします。

歯ブラシの選択

お口の清掃と言えば、まずは“歯磨き”で“歯垢（＝プラーク）”を除去することです。そして歯磨きに欠かせない道具が“歯ブラシ”です。歯ブラシを購入する際は、次のことを確認して選びましょう！

①毛先の形状（代表的な3種）

あてはまる歯ぐきの状態は？

種類（形状）	特徴
ラウンド毛 	先端の面積が大きいため清掃効果が高い
テーパード毛 	毛先が細く加工されており、歯と歯ぐきの境目や、歯の細かい溝、歯間まで届きやすい。清掃効率も悪くない。
スーパーテーパード毛 	歯ぐきのポケット内に有効だが、清掃効率は低い

【参考】医歯薬出版(株) 最新歯科衛生士教本 歯科予防処置論・歯科保健指導論 第2版

②毛のかたさ（使用感）

メーカーにより使用感が異なりますので、あくまでも“目安”になりますが、こちらも参考にしてみてください。

毛のかたさ（使用感）	ソフト（やわらかめ）	ミディアム（ふつう）	ハード（かため）
あてはまる状態・症状	<ul style="list-style-type: none"> 歯ぐきが薄いと言われた 歯ぐきが下がってきている 歯ぐきが腫れている 歯ぐきや歯に痛みがある 歯がぐらぐらしている 歯ぐきのポケットが深い 歯の根っこが見えている 時間をかけて丁寧に磨ける 	<ul style="list-style-type: none"> 歯ぐきが健康または軽度の炎症がある ※多くの人に対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> 歯ぐきは健康 頑固なプラークが付着している 知覚過敏がない 力を入れ過ぎず磨ける 力が極端に弱い方

【参考】ダイヤモンドデンタル社 患者さんに喜ばれる歯ブラシコーディネート術

③グリップの形状（持ちやすさ）

グリップの形状も太さ、長さ、^{わんまきよく}彎曲等、様々なものがあります。細い方が操作しやすい方もいらっしゃれば、太い方が握りやすい、曲がっている方が奥歯まで届きやすいなど、持ちやすさも人それぞれです。店頭ではパッケージから取り出し確認することはできませんので、買い替えの時期に違うタイプのものを選んでみるのも良いかと思います。

歯磨剤（歯磨きペースト）の選択

歯ブラシのみでもプラークは除去できますが、歯磨きペーストを使用することで除去効率がアップし、含有成分により、むし歯や歯周病の予防にも効果があります。市販の歯磨きペーストは種類が豊富で悩んでしまう方も多いと思います。タイプ別に、代表的な成分を記載しますので、購入する際はパッケージ裏面の“成分”を確認してみてください！



（裏面）

【成分】

湿潤剤……ソルビット液
 清掃剤……無水ケイ酸
 薬用成分……フッ化ナトリウム etc……

むし歯予防

歯周病予防

知覚過敏

ステイン・歯石沈着予防

【むし歯・歯周病予防共通…細菌を減らしたい】

- 塩化セチルピリジニウム（CPC）
- クロルヘキシジン（CHX）
- ラウロイルサルコシンナトリウム（LSS）

【歯を強くする】

- フッ化ナトリウム（NaF）
- モノフルオロリン酸ナトリウム（MFP）



【歯ぐきの炎症を抑える】

- グリチルリチン酸
- トラネキサム酸
- ビタミンE（酢酸トコフェロール）
- 塩化ナトリウム

- 乳酸アルミニウム
 - 硝酸カリウム
 - リン酸三カルシウム（fTCP）
- ※**研磨剤無配合**のものを選ぶと良い

- ピロリン酸ナトリウム
- ポリリン酸ナトリウム
- ゼオライト

研磨剤は清掃剤と表記されることもあります

- 無水ケイ酸
- リン酸水素カルシウム
- 水酸化アルミニウム
- 炭酸カルシウム

歯科医院でアドバイスをいただくことをおすすめします！



洗口剤（マウスウォッシュ）の併用も効果的です！成分は上記の【むし歯・歯周病予防共通】と同じで、CPC、LSS、グルコン酸クロルヘキシジン（CHG）+炎症を抑えるグリチルリチン酸が代表的です！

【参考】クインテッセンス出版(株)別冊 歯科衛生士 歯磨剤選び方ガイド

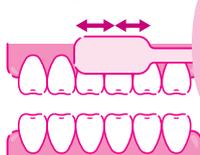
歯磨きの方法

歯ブラシと歯磨きペーストが揃いましたら、最後は磨き方です。一般的によく指導される磨き方をご紹介します。この磨き方は、歯ブラシの毛先を使い、プラークの除去効果が高い方法です。

①毛を歯の表面が直角になるようにあてる（少し歯ぐきにも触れる）



②歯1本分くらいの幅で小刻みに動かす



優しい力で！

最後に……

お口の中は歯並び、唾液の性質等、人により様々で、体調や年齢とともに変化するものです。今回は代表的なことをお伝えしましたが、**日々のセルフケアでは補えない部分もありますので、定期的に歯科医院を受診し、健診やプロフェッショナルケアを受けることをお勧めします！**



40歳以上75歳未満の被扶養者の皆さまへ 特定健康診査を受診しましょう

特定健康診査（以下「特定健診」）は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見・予防を目的とした健診です。

健康状態を把握するためにも1年に1回は、必ず特定健診を受診しましょう。

STEP 1 特定健診の受診方法を選びましょう

※組合員の方は職場の事業主健診が共済組合の人間ドックを必ず受診してください。

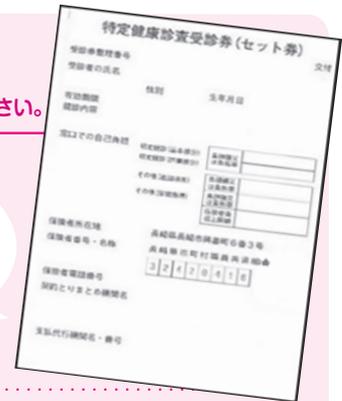
A 特定健診受診券を使用して受診

特定健診を実施している検査機関に
予約して受診してください。

※検査機関は当組合ホームページから
ご覧いただけます。



対象者の方へは
5/20にご自宅に
郵送しています



B 人間ドックを受診する

当組合が実施する人間ドックを受診する方
は、特定健診を受診したことになります。

※助成券の交付を受けている方は、
早期予約・早期受診をお願いします。

C 職場での健康診断等を受診する

お勤め先で健康診断を受ける場合や自費で
人間ドック等を受ける場合には健診結果の
写しを提出することで、特定健診を受診した
ことになります。

※必要提出書類……
健診結果の写し、質問票（当組合から送付）

STEP 2 特定健診の受診（Aの受診方法の場合）

健診費用は **無料!!**
個人負担はありません。

当日必要なもの

- 特定健診受診券
- 組合員被扶養者証（保険証）

STEP 3 健診結果を確認…… 特定保健指導に該当した場合は 必ず受けましょう！

特定健診の結果を確認し、「要治療」「要検査」があれば放置せずに医療機関を受診しましょう。
また、特定保健指導に該当された方は、そのまま放置しておく和生活習慣病になる恐れが
ありますので、保健師等による専門家のサポートにより生活習慣の改善に取り組みましょう。

- リスクの程度により、**動機付け支援** または **積極的支援** に分かれ、**無料**で受けられます。
- 特定保健指導に該当した場合は、**必ず受けましょう。**

※受診方法Aでの該当者には、受診のための案内を別途送付します。

※受診方法Bでの該当者には、ドック受診日当日に特定保健指導（初回）を実施する場合があります。

◆特定健診の検査項目

日本人の死因上位は「がん」、「心臓病」、「脳卒中」などの生活習慣病です。
病気の早期発見・早期治療のためにも毎年の健診結果を確認しましょう。

基本的な検査項目

既往歴・自覚症状・服薬歴・喫煙歴	健康状態の確認
身体計測 身長・体重・腹囲・BMI	内臓脂肪の蓄積状況
血圧測定 収縮期血圧・拡張期血圧	心臓病や脳卒中のリスク
脂質検査 中性脂肪・HDL コレステロール・ LDL コレステロール	脂質異常症、肝臓病、 糖尿病、動脈硬化等のリスク
肝機能検査 AST (GOT)・ALT (GPT)・ γ-GT (γ-GTP)	
血糖検査 空腹時血糖・随時血糖・HbA1c ※いずれかの実施	腎臓病・糖尿病のリスク
尿検査 尿蛋白・尿糖	

どんなことが
わかるの？



◆特定健診・特定保健指導の実施率が高いと皆さまの家計にメリットが!?

共済組合を含む医療保険者は、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金（以下「支援金」という。）を納付しており、昨年度は約19億円を超える支援金を納付しています。

特定健診・特定保健指導の実施率（※）が高く、各種保健事業等が効果的に実施できている医療保険者は、**この支援金が減額され、財源率（掛金・負担金）が引き下げられることで、組合員の皆さまの家計にもメリットがあります。**

※実施率が低く、その他一定の基準を満たさないとペナルティとして支援金が増額されます。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

～医療費負担を軽減できます～

ジェネリック医薬品とは……？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。新たに開発された新薬は、一定期間、独占的に製造・販売ができるように特許により守られています。この特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分・効用で作られる後発薬がジェネリック医薬品です。

共済組合では、現在服用中の医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減負担額等を「ジェネリック差額通知書」にてお知らせしています。

令和4年度から、発行月を年1回（7月）、対象期間を前年度1年間に変更しています。自己負担額の軽減にもなりますので、この機会にジェネリック医薬品を利用してみたいはいかがでしょうか？

病気やケガで高額な医療費を支払った場合

医療機関等の窓口で自己負担額が高額になった場合に、一定の金額を超える部分について共済組合から「高額療養費」及び「附加給付等」を支給します。**（共済組合への請求手続きは不要です。）**



支給額については、組合員へ「短期給付決定通知書」にてお知らせのうえ、毎月月末に送金します。

【高額療養費】

組合員又はその被扶養者が同一の月に1つの病院等に支払った自己負担額が、図1により算出した自己負担限度額を超える場合に支給されます。

(図1)

所得区分	適用区分	自己負担限度額	多数回該当(※)
標準報酬月額 830,000円以上	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
標準報酬月額 530,000円以上	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
標準報酬月額 280,000円以上	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
標準報酬月額 260,000円以下	エ	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	オ	35,400円	24,600円

※多数回該当……同一世帯で、その月前12月以内に3回以上の高額療養費が支給されている場合

【附加給付等】

各共済組合がそれぞれの定款で定めるところにより行う給付のことであり、自己負担額が図2の基礎控除額を超えた場合に支給されます。

(図2)

科 目	所得区分	基礎控除額
<ul style="list-style-type: none"> 一部負担金払戻金(組合員に対する給付) 家族療養費附加金(被扶養者に対する給付) 家族訪問看護療養費附加金(被扶養者に対する給付) 	一般	25,000円
	上位	50,000円

※1) 所得区分「一般」は、標準報酬月額530,000円未満の者

※2) 所得区分「上位」は、標準報酬月額530,000円以上の者

※3) 世帯合算などで複数の診療報酬明細書(レセプト)が合算され、高額療養費を算定する場合(合算高額療養費)は、上表の基礎控除額が2倍となります。

※4) 給付は【自己負担限度額(図1) - 基礎控除額(図2)】(100円未満は切り捨て、1,000円未満は不支給)

例 組合員が外来診療で1か月の医療費が470,000円であった場合
【(図1)適用区分「ウ」に該当】

【高額療養費】

$$\begin{aligned}
 & 80,100 \text{円} + \overset{\text{医療費}}{(470,000 \text{円} - 267,000 \text{円})} \times 1\% \\
 & = 82,130 \text{円 (自己負担限度額)} \\
 & \overset{\text{窓口負担}}{141,000 \text{円 (医療費の3割分)}} - 82,130 \text{円 (自己負担限度額)} \\
 & = \underline{58,870 \text{円 (高額療養費)}}
 \end{aligned}$$

限度額適用認定証を提示した場合は、現物での給付となるため高額療養費の別途送金はありません。

【附加給付：一部負担金払戻金】

$$82,130 \text{円 (自己負担限度額)} - 25,000 \text{円 (基礎控除額 (図2「一般」参照))} = 57,130 \text{円}$$

医療機関等を受診した情報は、最短で2か月後に共済組合へ届きます。その後共済組合にて処理を行い、当月末に組合員へ送金します。

100円未満切り捨て

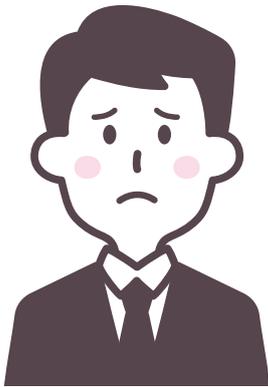
$$= \underline{57,100 \text{円 (一部負担金払戻金)}}$$

年金に関する心配事について

今年度の「共済ながさき」では、組合員の皆様から共済組合へよくご質問いただく年金に対する心配事や疑問点について年間を通してお伝えします。

今回のテーマは、

「給料から徴収される年金保険料は、年金を何歳まで受給すると徴収分に相当するのか」
です。



- 給料明細を見ると「年金保険料」が天引きされているが、将来年金としてどれくらい受け取ることができるのか……
- 何歳まで受給すると元が取れるのか……
などの疑問があると思います。

公的年金は退職後の生活を支えるためのものです。

とは言っても、毎月の給料から保険料を徴収されるなら

「徴収された保険料分ぐらいは年金として受取たい!!」

という考えをお持ちの方はいらっしゃるでしょうか。

では、徴収された保険料と将来受け取れる年金との関係性を確認してみましょう。

○これまで徴収された保険料はどのくらい？

保険料についての前提条件

市役所、役場等の各事業所に公務員として勤める方は共済組合に加入し、就職した月から将来年金を受給するための保険料を徴収されます。

共済 太郎さんの場合

- 昭和 36 年 4 月 2 日生まれ
- 昭和 61 年 4 月 1 日…… A 市役所へ就職
- 令和 4 年 3 月 31 日…… A 市役所を退職
- 公務員として勤務した期間 36 年 (432 か月)

昭和 61 年 4 月から令和 4 年 3 月までに徴収された保険料の額

約 1,600 万円

～ Point ～

自身が徴収される保険料と合わせて、雇用主である A 市役所は折半した負担金を共済組合へ払い込みます。
⇒徴収された保険料と負担金を基礎として年金額が決定されます。

○受け取れる年金はどのくらい？

65 歳からの年金額

約 228 万円

(内訳は次のとおりとなります)

	老齢厚生年金	退職共済年金 (経過的職域)	老齢基礎年金	合 計
年金額	1,282,895 円	226,290 円	777,800 円※	2,286,985 円

※老齢基礎年金については 20 歳から 60 歳までの 40 年間、全期間の保険料を納付した場合の令和 4 年度の金額を記載しています。

上に記載された年金額は、通常の方法で受給することとなりますが、その他の方法のひとつとして繰上げ受給を選択することも可能です。

☆繰上げ受給とは……

60 歳から年金受給開始年齢前までの、希望する月から年金を受給することができる制度です。繰上げ受給は年金を通常よりも早く受給できるメリットがありますが、1 か月につき 0.4%減額された年金額を生涯受給するというデメリットもあります。

共済 太郎さんが 60 歳となった時点で繰上げ受給をした場合の年金額
(0.4% × 60 月 = 24%の減額)

約 173 万円

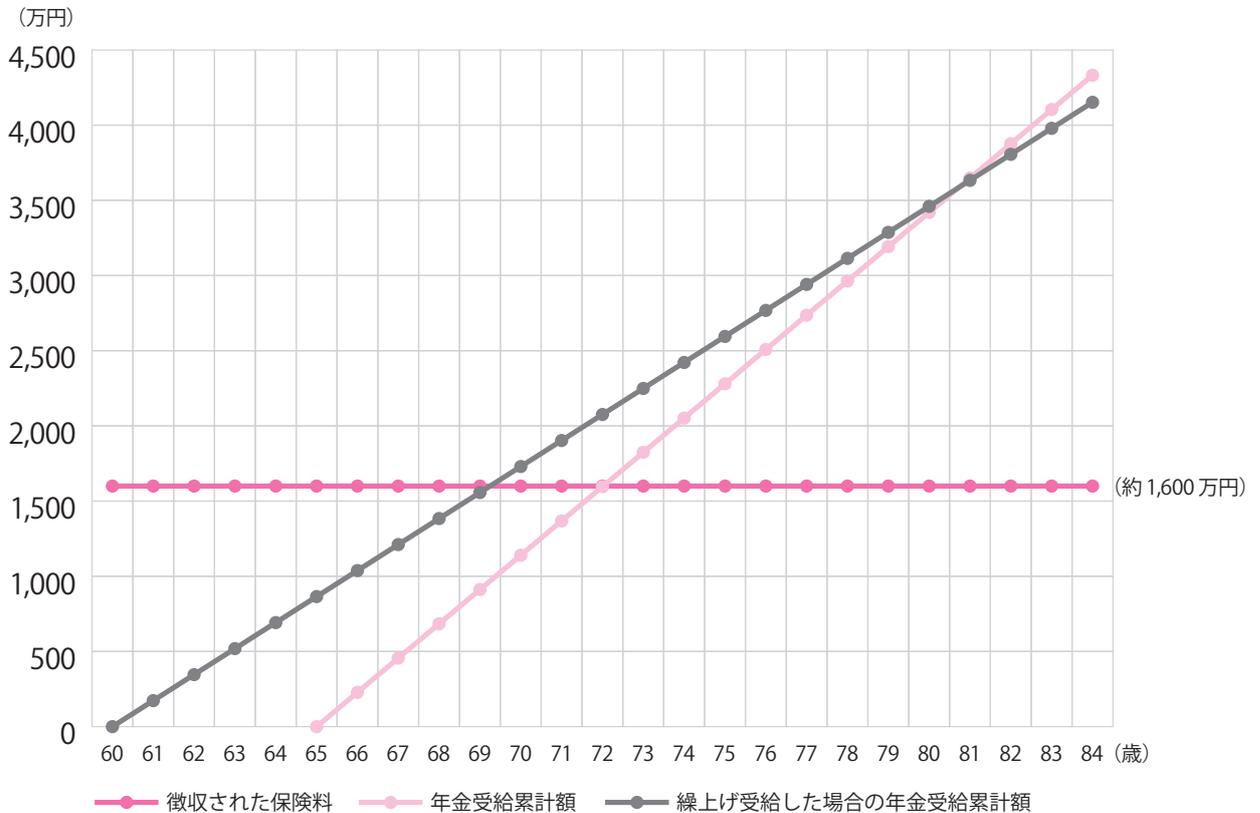
65歳からの年金額

減額率

約 228 万円 × (100% - 24%) = 約 173 万円

○毎月徴収された保険料の合計と受け取る年金の比較

共済 太郎さんのこれまで徴収された保険料と、65歳からの年金受給累計額及び60歳から繰上げ受給をした場合の年金受給累計額を比較すると、以下のグラフのようになります。



65歳から受給した場合

- 73歳まで年金を受給すると、年金受給累計額が徴収された保険料を上回ります。

60歳から繰上げ受給した場合

- 70歳まで年金を受給すると、年金受給累計額が徴収された保険料を上回ります。

～参考～

令和2年平均寿命（厚生労働省発表）

男性：81.64歳、女性：87.74歳

給料から徴収される保険料は、平均寿命より前までに受給する年金額が保険料徴収分に相当することとなります。

繰上げ受給については、ご自身の健康状態や就労状況、貯蓄等を考慮して判断することが大切です。

貯金事業のお知らせ

1 貯金経理の状況

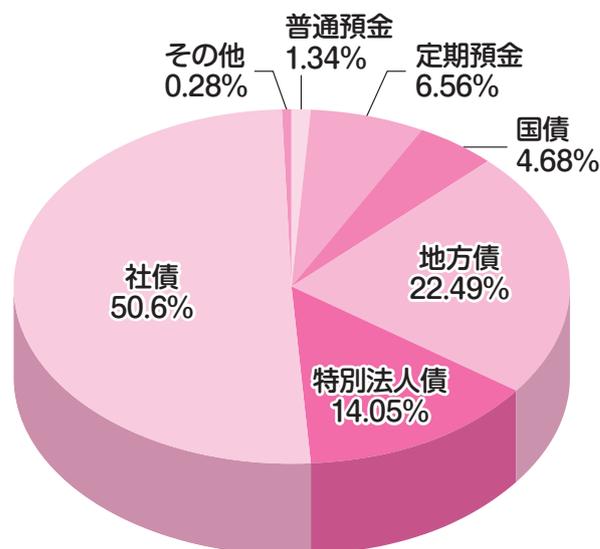
積立貯金は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全に運用し、その運用益を還元することで皆様の財産形成と生活設計に役立つよう設けられた事業です。

令和3年度末の貯金経理の状況についてお知らせします。

貯金経理の資産構成

種 別	金 額
普 通 預 金	285,182,757 円
定 期 預 金	1,400,000,000 円
投 資 有 価 証 券	19,593,809,000 円
国 債	998,163,000 円
地 方 債	4,799,215,000 円
特別法人債	2,998,896,000 円
社 債	10,797,535,000 円
そ の 他	59,475,780 円
合 計	21,338,467,537 円

貯金経理の資産構成比



積立貯金の状況

区 分	令和3年度末
貯 金 額	19,623,180,745 円
貯 金 者 数	4,798 人
1 人 当 たり 貯 金 額	4,089,866 円
組 合 員 加 入 率	32.39%
支 払 利 率 (半 年 複 利)	0.80%

欠損金補てん積立金の状況

年 度	金 額
令和3年度末	981,159,038 円

欠損金補てん積立金は、組合員の貯金額の5/100以上に相当する額に達するまで積み立てます。

2 共済貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	締 切 日	送 金 日	締 切 日	送 金 日
令 和 4 年 7 月 送 金	6月30日	7月15日	7月1日	7月15日
	7月15日	7月29日	7月15日	7月29日
令 和 4 年 8 月 送 金	7月29日	8月15日	8月3日	8月15日
	8月15日	8月31日	8月15日	8月31日
令 和 4 年 9 月 送 金	8月31日	9月15日	9月2日	9月15日
	9月15日	9月30日	9月15日	9月30日
令 和 4 年 10 月 送 金	9月30日	10月14日	10月3日	10月14日
	10月14日	10月31日	10月14日	10月31日

※ 払戻限度額は、払い戻しを行う月の前月末の貯金残高です。

3 臨時積立について

臨時積立とは、積立貯金の加入者が、給与控除による積立とは別に任意の額を直接振り込んで積み立てるものです。

臨時積立を利用できる者

共済組合の積立貯金の加入者に限ります。

未加入者の方は、まず積立貯金加入申込書のご提出をお願いします。

臨時積立の振込みは、積立貯金加入月以後をお願いします。

積立貯金加入前に振り込まれた場合は、ご指定の給付金等受取金融機関の口座へ返金します。

振込額

1回の振込みにつき、10万円以上の1万円単位です。

なお、年間（4月1日から3月31日まで）の振込限度額は500万円です。

10万円未満の振込み及び500万円を超過した金額については、ご指定の給付金等受取金融機関の口座へ返金します。

臨時積立振込報告書

臨時積立をご利用の際は、臨時積立振込報告書の提出をお願いします。提出期限は、臨時積立を振り込んだ月の25日です。

臨時積立振込報告書は、臨時積立振込み前に事前にご提出いただくか、振込み後に速やかにご提出願います。

臨時積立振込報告書は、勤務先の共済組合事務担当課にて受け取ることができます。

また、共済組合のホームページからダウンロードできます。

振込方法

金融機関の窓口、ATM等から、次の口座へお振込み願います。

金融機関名	口座番号（口座名）	
十八親和銀行・本店	普通 0730581	長崎県市町村職員共済組合理事長

振込手数料

振込手数料は、共済組合指定の振込用紙を使用し、十八親和銀行の本支店窓口で振り込む場合に限り不要です。

なお、指定の振込用紙は、勤務先の共済組合事務担当課にて受け取ることができます。

振込用紙	手続先	振込手数料
共済組合指定の振込用紙	「十八親和銀行」の本支店窓口	無料
	「十八親和銀行」以外の金融機関窓口	加入者負担
各金融機関の振込用紙	全ての金融機関窓口	
	インターネットバンキング、ATM	

神々の島 壱岐ウルトラマラソン2022

2022.10.15 SAT

申込期間 2022.6.1^{WED} - 7.31^{SUN}

種目	スタート	到着時間	終了時間	参加料/おひとり
100km	5:00	24時間	19:00	17,000円
50km	11:00	8時間	19:00	12,000円

壱岐ウルトラマラソン実行委員会事務局
TEL 0920-48-1130 (壱岐市 観光案内)
受付時間 / 月-金曜日 10:00~17:00 (土・日曜・祝祭日は休業)

お申込方法: インターネットよりお申し込み
① 壱岐市ふるさと納税(ふるさとチョイス) ② JTBスポーツステーション (http://jtbports.jp) ③ RUNNET (http://runnet.jp)

お問い合わせ先: 壱岐ウルトラマラソン実行委員会事務局

主催: 壱岐ウルトラマラソン実行委員会 詳しくは公式ホームページをご覧ください www.iki-ultra.jp



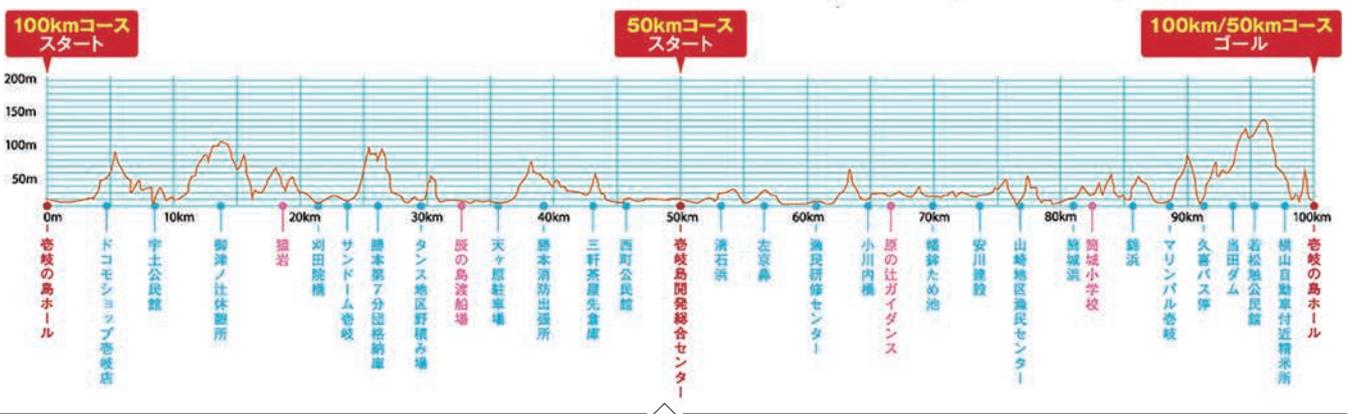
壱岐には150を超える数の神社が点在しています。

神々の息吹を感じながら、島を一周する美しい景色や歴史をまるごと堪能できる、島ならではのアップダウンの激しいコース。

島民の温かい声援に支えられ、共にゴールを目指してみませんか？

詳しくは壱岐ウルトラマラソン大会公式HPをご覧ください。

大会HPはコチラから

長崎県市町村職員共済組合

長崎市興善町6番3号 長崎県市町村職員共済会館
TEL 095-827-3137(代表) FAX 095-824-9050
<http://www.nagasaki-kyosai.jp/> (編集発行人: 石橋 修治)